

令和 5 年 5 月 26 日
独立行政法人水資源機構

民間競争入札実施事業
「豊川用水二期用地補償支援業務」の実施状況報告(令和4年度)

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおりである。

I. 事業の概要等

事項	内容
事業概要	独立行政法人水資源機構豊川用水二期事業に必要となる土地の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する業務の支援を行うもの。 ○主な業務内容 ① 補償に必要な土地、建物等(動産を含む。)に関する調査その他補償に関する調査に係る業務 ②土地取得額等の補償額算定等に係る業務 ③補償に係る者への説明等に係る業務 ④契約書類、記録等の作成に係る業務 ⑤官公庁等への届出及び許認可等に係る業務
実施期間・評価期間	契約期間:令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間 評価期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間
受託事業者	(株)アクアテルス
契約金額(税抜)	96,000,000 円
入札の状況	2者応札(仕様書取得数=4者/予定価内=1者)
事業の目的	本業務は、独立行政法人水資源機構豊川用水二期事業に必要となる土地の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する業務の支援を行うことにより、より適正かつ迅速な業務の遂行を図るものである。
受託者決定の経緯	入札参加者希望業者(2者)から提出された申請書等を審査した結果、当機構が求める資格要件を満たしていることが確認され、令和4年1月7日に開札した結果、2者から入札書の提出があり、うち1者が予定価格の範囲内であったことから、上記受託事業者が落札者となった。

II. 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 実施状況及び評価

機構が指示した事項等について、現地踏査等を実施するなどの確に業務内容を把握して資料作成や業務等を行っており、履行確認検査等を通じて業務品質の確保が図られていることを確認している。

これまでの履行確認検査における指摘事項はなく、確実な業務履行が確認されていることから、実施要項で定めた達成目標の水準を満たしていると評価できる。

業務種別	確保すべき水準	評価結果
業務打合せ	機構から指示等された事項について、的確に業務を把握するとともに、実施した業務内容の報告等を行うこと	適正に行われた。
補償に必要な土地、建物等に関する調査その他補償に関する調査に係る業務	自らが収集又は機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、定められた様式等により適正な資料の作成を行うこと	適正に行われた。
補償に必要な用地調査等業務の監督、立会等に係る業務	機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、適正に業務が履行されるように受注業者への指導、監督を行うとともに、共通仕様書に則り適正な用地測量の実施及び資料の作成を行うこと	適正に行われた。
補償に必要な土地、建物等の評価に係る業務	現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、適正な土地の評価及び資料の作成を行うこと	適正に行われた。
土地取得額等の補償額算定等に係る業務	測量等の調査の成果品をもとに、定められた様式により適正な書類の作成を行うこと。また、共通仕様書に則り、適正に補償額の算定を行い、定められた様式等により適正な補償台帳の作成を行うこと	適正に行われた。
補償に関係する者への説明等に係る業務	補償の主旨と内容を十分に理解した上で、権利者毎に適切な公共用地交渉用資料の作成を行うこと	適正に行われた。
契約書類、記録等の作成に係る業務	定められた様式により適正な書類の作成を行うこと。また、機構職員と同行し、権利者等との面接の補助並びに調書への確認印、損失補償協議書の内容の了解及び補償契約書案による契約締結の承諾を受けられるよう適正な公共用地交渉の補助を行うとともに、公共用地交渉毎に適正な補	適正に行われた。

	償交渉記録の作成を行うこと	
各種事業損失の調査等に係る業務	機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、共通仕様書に則り適正な資料の作成及び調査を行うこと	適正に行われた。
官公庁等への届出及び許認可等に係る業務	機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、関係諸法令に則り適正な資料の作成及び点検を行うこと	適正に行われた。
上記業務に附帯する業務	監督員が指示した業務について、適正に実施すること	適正に行われた。

(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

特記事項なし

2. 実施経費についての評価

(1) 従来経費(A) : 52,000,000 円 (1 か年)

実施経費(B) : 96,000,000 円 (2 か年)

(C) 48,000,000 円 (1 か年当たり)

増減額 (D) = (A) - (C) : 減 4,000,000 円

増減率(D/A×100) : 減 7.7%

(2) 落札率の推移

市場化テスト実施前から第2期までの落札率の推移については、市場化テスト実施前（平成31年4月から令和2年3月まで）が93.9%、第1期（令和2年4月から令和4年3月まで）が85.4%、第2期（令和4年4月から令和6年3月まで）が83.5%となっており、順次、落札率の低減が図られている。

	市場化テスト実施前 (平成31年4月から 令和2年3月まで)	第1期 (令和2年4月から 令和4年3月まで)	第2期 (令和4年4月から 令和6年3月まで)
落札率	93.9%	85.4%	83.5%

(3) 設計業務委託等技術者単価の推移

令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「労務単価」という。）の上昇分を考

慮して予定価格を比較すると、下表のとおり1.1%(58万円)の増額が生じている。

従来経費	52,000,000円(単年度当たり)			
労務単価上昇分を 実施経費から控除	580,000円(単年度当たり) =48,000,000円-47,420,000円(実施経費のうち、労務単価改定に伴う増額分) (参考)適用する労務単価(設計業務委託等技術者単価)の上昇率			
	区分	従来 (平成31年度)	実施期間 (令和4年度)	上昇率
	技師(A)	47,500円	51,200円	107.8%
	技術員	26,400円	29,000円	109.8%
増減額	580,000円増額			
増減率	1.1%増			

市場化テストの実施に当たり、実施期間の見直し、配置予定管理責任者の要件の見直しなどを行ったため、1か年当たりの実施経費(C)と市場化テスト実施前の従来経費(A)を比較すると、上記(1)のとおり、400万円(7.7%)の経費削減となっており、市場化テストの効果があったものと評価できる。

3. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

本業務は、市場化テスト対象事業として、令和4年度から令和5年度を第2期として実施している。

「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(一部改正:平成31年3月8日官民競争入札等監理委員会)Ⅱ.1.(1)終了基準に記載する条件を満たしているかについて、下表に整理した。

基準(条件)	実施状況	判定
①事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等がなかったか。	なかった。	○
②実施府省等において、実施状況についての外部有識者等によるチェックを受ける仕組み(評価委員会等)を備えているか(又は設置が予定されているか。)	機構が発注する工事、建設コンサルタント業務及び物品購入等に係る契約において、一般競争入札等について真に競争性が確保されているかの点検や見直し、また、透明性及び	○

	客観性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んでいるか等の点検を行うために外部の学識経験者等で構成される契約監視委員会を設置している。	
③入札に当たって競争性が確保されていたか。	2者応札であった。	○
④対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成しているか。	達成している。	○
⑤経費削減の点で効果を上げているか。	効果を上げている。	○

表に整理したとおり、①及び②の基準(条件)は満たしている。具体的には、①「業務に係る法令違反行為等:0件」であり、②「契約監視委員会を設置している。」ところである。③の基準については、広く競争性を確保できるようスケジュール、情報開示、業界団体に対して情報提供等の参入促進等の工夫に取り組んだ結果、2者応札となった。

仕様書等の資料請求を行った2者に対して、競争入札に参加しなかった理由について確認したところ、技術者の確保ができなかった旨の回答を得ている。

④及び⑤の基準を満たしていることは、Ⅱ. 1.及び2.に記載のとおりである。

このように、実施要項において設定したサービスの質は確保されており、独立行政法人水資源機構「豊川用水二期用地補償支援業務」は、当機構における豊川用水二期事業の早期進捗を図ることを目的に、事業に必要となる土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する業務を行うという目的を達成しているものと評価できる。

(2) 今後の方針

本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会)におけるⅡ1(1)の基準を満たしているものと認められる。

本事業は、平成31年度までは、単年度契約で実施し、市場化テスト第1期(令和2年度及び令和3年度)では、複数年契約の導入、配置予定管理責任者に求める要件の緩和、情報開示の充実を行い、市場化テスト第2期(令和4年度及び令和5年度)においても配置予定管理責任者の更なる要件の緩和を行い、2者応札となったところである。

したがって、上記のとおり、市場化テストにおいて十分な成果が得られたと認められることから、時期業務においては、同指針に基づく終了プロセスに移行した上で、水資源機構自らより一層の公共サービスの質の向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくこととしたい。

以上